

第6部 復旧復興計画

第1章 災害復旧事業の推進

第2章 生活再建等への支援

第3章 地域経済復興への支援

第4章 復興計画の推進

本計画は、被災した市民・事業者・農林業従事者等の再建支援と、社会システム回復のための基本的対策項目について定めたものである。

第1章 災害復旧事業の推進

節	項	主な担当
第1節 復旧事業の推進	第1項 災害復旧事業の推進	各課
	第2項 激甚災害の指定	
第2節 がれきの処理		環境課

方針	<p>災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。</p> <p>また、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも再度災害発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。</p>
----	---

第1節 復旧事業の推進

実施担当	各課
------	----

第1項 災害復旧事業の推進

1. 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防設備、治山施設、道路、橋梁、下水道について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な復旧事業を施行し、さらに、復旧事業を施行することを必要とする施設の新設改良等を併せて行うことにより再度災害発生を防止する。特に、集中豪雨や地震に伴う地盤の緩みなどにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
河川の復旧事業	河川法（昭和39年法律第167号） 第60条～第62条、第65条の2
道路の復旧事業	道路法（昭和27年法律第180号）第56条
河川、道路、下水道の復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 （昭和26年法律第97号）第3条

2. 農林水産業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関との総合的連携のもと迅速に復旧事業が施行されるよう努める。

また、災害復旧事業のみでは、将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設またはこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努める。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和 25 年法律第 169 号) 第 3 条

3. 都市施設災害復旧事業計画

都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。

また、復旧に当たっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
災害により急を要する土地区画整理事業	土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号) 第 121 条

4. 公営住宅災害復旧事業計画

住民の生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき、迅速かつ適切な公営住宅の建設または復旧を促進する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場集会所等）の復旧事業	公営住宅法 (昭和 26 年法律第 193 号) 第 8 条

5. 公立文教施設災害復旧事業計画

児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ適切な復旧を促進する。

再度災害発生防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化、防災施設の設置等を図る。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
公立学校施設の復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和 28 年法律第 247 号) 第 3 条

6. 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国、県その他関係機関の融資を促進する。再度災害発生を防止するため設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
生活保護施設復旧事業	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 75 条
児童福祉施設復旧事業	児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 52 条
身体障害者更正援護施設復旧事業	身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 37 条の 2
老人福祉施設復旧事業	老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 26 条
知的障害者援護施設復旧事業	知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 26 条
婦人保護施設復旧事業	売春防止法 (昭和 31 年法律第 118 号) 第 40 条

7. 医療施設災害復旧事業計画

住民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
感染症指定医療機関等復旧事業、感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 62 条

8. 公営企業災害復旧事業計画

住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。

9. 公用財産災害復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

10. ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

住民の日常生活と密接な関係があることから早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
上水道施設の復旧事業	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 45 条

第2項 激甚災害の指定

著しく激甚な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行う。早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号以下「激甚法」という。）では、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の助成措置について規定している。

1. 激甚災害指定の手続きの流れ

激甚法第 2 条では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定する。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するか具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」※¹（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）または「局地激甚災害指定基準」※²（昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定）による。

なお、激甚災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令が公布、施行される。

※1 大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼした災害で、被災者や被災地域に助成や財政援助を特に必要とするもの。激甚災害法に基づいて政令で指定される。地域を特定せず災害そのものを指定する「激甚災害指定基準による指定（本激）」と、市町村単位での指定を行う「局地激甚災害指定基準による指定（局激）」の 2 種があり、内閣府に置かれる中央防災会議が指定・適用措置の決定を行う。激甚災害に指定されると、国は災害復旧事業の補助金を上積みして、被災地の早期復旧を支援する。

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助は、A：公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5%、B：公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2%、かつ、一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% の県が一つ以上、または、県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5% の県が一つ以上の場合

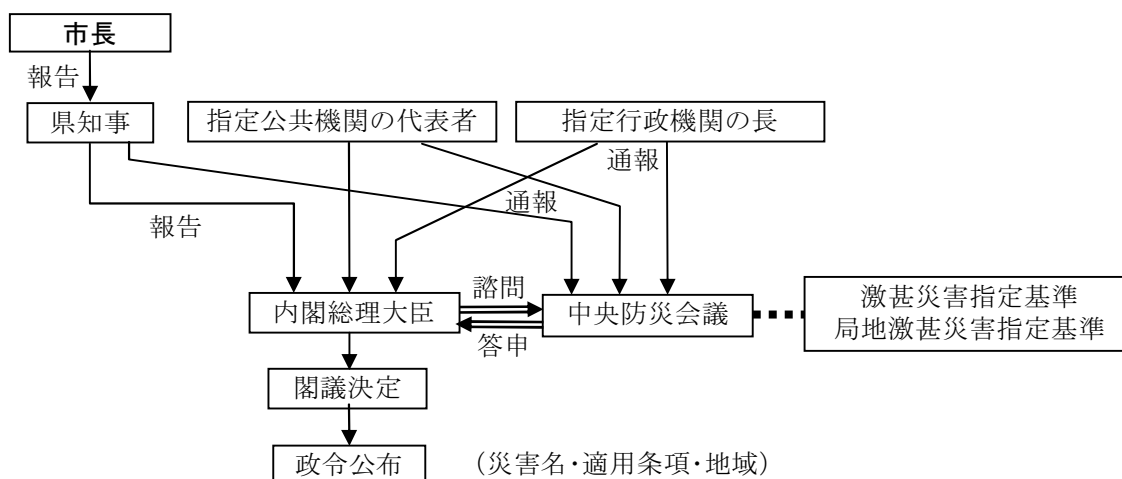
A：全国的に大規模な災害が生じた場合の基準（本激A基準）

B：Aの災害ほど大規模でなくとも、特定の都道府県の区域に大きな被害をもたらされた場合の基準（本激B基準）

※2 地震や水害などで甚大な被害が出たとき、市町村単位で指定される制度。地方の負担軽減が目的で、復旧工事の際に国の補助率がかさ上げされる。基準は分野ごとに異なり、道路や河川など公共土木施設は市町村の標準的な税収入の50%超、農地は農業所得推定額の10%超の復旧費がかかることが条件である。

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助は、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×50%（査定事業費が1千万円未満のものを除く。）ただし、この基準に該当する市ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。

■激甚災害指定の手続の流れ



2. 激甚災害に関する調査報告

市は、市域に災害が発生した場合には、基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

県は、市からの被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる災害について、被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める事項を速やかに調査する。

第2節 がれきの処理

実施担当	環境課
------	-----

市は、県及び関係機関と連携して、がれきの処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行う。

また、環境汚染の未然防止または住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

財政援助を受けられる事業等	根拠法令
災害により特に必要となった廃棄物の処理費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第22条

第2章 生活再建等への支援

節	項	主な担当
第1節 住宅の確保	第1項 計画目標	管財課
	第2項 対策	
第2節 雇用機会の確保	第1項 計画目標	福祉課、生活支援課
	第2項 対策	
第3節 郵政事業の特例措置		日本郵便株式会社
第4節 市税、保険料等の徴収猶予及び減免等		税務課、国保年金課、高齢者支援課、納税課
第5節 義援金品の受け入れ、配分		福祉課
第6節 災害弔慰金等の支給		福祉課、保育児童課
第7節 罹災証明等の交付		管財課、防災安全課、観光推進課
第8節 生活相談		市民課、福祉課、保育児童課、地域コミュニティ課、人権政策課
第9節 仮設住宅の建設		管財課
第10節 災害公営住宅等の整備		管財課
第11節 風評被害等への対応		各課

方針	<p>災害時には、多くの住民が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となり得る。</p> <p>そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずる。</p>
----	--

第1節 住宅の確保

実施担当	管財課
------	-----

第1項 計画目標

災害用仮設住宅から恒久・良質の住宅に切り換えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

第2項 対策

1. 住宅の確保

市及び県は、損壊公営住宅を速やかに修繕する。

また、市は、大規模災害により、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を県の指導により建設、若しくは買収または被災者へ転貸するために借り上げる。

2. 住宅の修理、建設の融資

住宅金融支援機構は、自然災害により住宅に被害が生じた被災者に対し、建設・購入、補修が行えるよう、災害復興住宅資金の融資を行う。

市は、被災者に対し、住宅建設等に関するこの融資制度の情報提供等を行う。

1) 建設・購入の場合

自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付された者が対象。

この場合、「住宅の被害状況に関する申出書」が必要となる。

■建設資金の融資限度額

基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得資金)	基本融資額 (整地資金)
1,460万円	450万円	970万円※	390万円

※：借権を取得した場合の土地取得資金は、580万円が限度となる。

定期借地権などを取得した場合の保証金についても、一定の条件を満たす場合は融資の対象となるが、この場合の基本融資額（土地取得資金）は、380万円が限度となる。

■購入資金の融資限度額

区 分	基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
新築住宅	2,430万円※	450万円
リ・ユース住宅、マンション	2,140万円※	
リ・ユースプラス住宅、マンション	2,430万円※	

※：本融資額（購入資金）には土地取得資金の970万円が含まれる。

賃借権を取得した場合の土地取得資金は580万円が限度となるため、基本融資額（購入資金）の融資限度額は上表の金額と異なる。定期借地権などを取得した場合の保証金についても、一定の条件を満たす場合は融資の対象となるが、この場合の土地取得資金は380万円が限度となるため、基本融資額（購入資金）の融資限度額は上表の金額と異なる。

資料：住宅金融支援機構

2) 補修の場合

住宅に10万円以上の被害が生じ、「被災証明書」を交付された者が対象となる。

■補修資金の融資限度額

基本融資額	補修資金	整地資金	引方移転資金
	640万円	390万円※	390万円※

※：整地資金及び引方移転資金の両方を利用する場合は、合計で390万円が限度となる。

資料：住宅金融支援機構

第2節 雇用機会の確保

実施担当	福祉課、生活支援課
------	-----------

第1項 計画目標

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう、被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災者に対する職業の斡旋等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第2項 対策

市は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、県に対する要請等の措置を講ずる。

第3節 郵政事業の特例措置

実施担当	日本郵便株式会社
------	----------

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策を迅速かつ的確に実施する。

1. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償で交付する。

2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3. 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金連合会に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便物（ゆうパック）及び救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

第4節 市税、保険料等の徴収猶予及び減免等

実施担当	税務課、国保年金課、高齢者支援課、納税課
------	----------------------

市は、災害によって被害を受けた住民に対して、地方税法（昭和 25 年法律 226 号）及び太宰府市税条例（昭和 39 年条例第 162 号）等に基づき、市税の申告、申請、請求その他書類の提出（不服申し立てに関するものを除く。）、納付、納入等の期限の延長や徴収猶予、減免等を行う。

■市税等の減免等の種類、内容

期限の延長	<p>災害により、納税義務者等が期限内に申告、申請、請求その他の書類の提出（不服申し立てに関するものを除く。）または市税を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまったあと 2 ヶ月以内に限り当該期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が広範囲にわたる場合、市長が職権により適用の地域及び期日を指定する。 ○ その他の場合、規則で定める申請書を市長に提出する。
徴収猶予	<p>災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、市税、保険料等を一時に納付し、または納入することができないと認めるときは、その納付し、または納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1 年以内の期限に限り徴収を猶予する。</p> <p>なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに 1 年以内の延長を行う。</p>
滞納処分の執行の停止等	<p>災害により、滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。</p>

	被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免、課税免除、納入義務の免除等を行う。	
減免・免除	個人の市民税の減免 （個人の県民税を含む）	○ 納税義務者の被災状況に応じて行う。
	固定資産税の減免 （都市計画税を含む）	○ 災害により著しく価値が減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）について減免を行う。
	国民健康保険税の減免	○ 災害によって生活が著しく困難となり、当該年度内にその回復の見込みがない場合に行う。
	国民健康保険一部負担金の減免	○ 災害時より世帯主または世帯に属する者が死亡し、障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。
	介護保険料の減免 介護保険一部負担金	○ 被災により生活が著しく困難となった場合に行う。
	国民年金保険料の免除の受付	○ 災害時より世帯主または世帯に属する者が死亡し、障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。住宅、家財などの財産にその価値の概ね 1/2 以上の被害を受けたと認められる場合に行う。
	後期高齢者医療制度保険料の減免の受付	○ 災害により住宅、家財またはその他の財産において著しい損害を受けた場合に行う。
	後期高齢者医療制度一部負担金の減免の受付	○ 災害により住宅、家財またはその他の財産において著しい損害を受け、市民税の減免を受け、かつ世帯収入が基準額以下の場合に行う。

第5節 義援金品の受け入れ、配分

実施担当	福祉課
------	-----

市は、被災者あてに寄託された義援金品について、円滑な受付及び配分に努める。

1. 受付方法

被災者あてに寄託された義援金の受付及び配分は、福祉課が主体となり、受付及び配分計画を樹立し、効率的な配分に努める。

義援品については、配分計画を樹立し、受付及び引渡しを行う。また、配分計画に基づき、管理並びに配分を行う。

■義援金品の受付要領

- ・受付期間はおおむね災害発生の日から1か月以内とする。
- ・住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て行う。
- ・義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。
- ・義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。
- ・受付期間中は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。
- ・義援金品は、市長及び市対策本部宛で募る。

2. 配分方法

■義援金品配分対象者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・死者・重傷者（義援金のみ） ・全壊（焼）世帯 ・流失世帯 | <ul style="list-style-type: none"> ・半壊（焼）世帯 ・床上浸水世帯 |
|---|---|

■配分基準

区 分	対 象	配分比率
義援金 (半壊・半焼世帯を1とする)	○ 死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10
	○ 重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	5
	○ 重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）	3
	○ 全壊・全焼・流身世帯	2
	○ 半壊・半焼世帯	1
義援品 (床上浸水世帯を1とする)	○ 全壊・全焼・流身世帯	3
	○ 半壊・半焼世帯	2
	○ 床上浸水世帯	1

3. 義援金品の受け入れ

1) 義援物資の受け入れ

福祉課は、関係機関等の協力を得ながら、住民、企業等からの義援物資について、受け入れの状況を把握し、その内容のリスト及び送り先については、市対策本部、報道機関等を通じて公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

被災地以外へは、必要に応じ義援物資に関する問合せ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

2) 義援金の受け入れ

福祉課は、義援金の使用については、配分委員会を組織し、十分協議の上、定める。

第6節 災害弔慰金等の支給

実施担当	福祉課、生活支援課、保育児童課
------	-----------------

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）規定に基づき、太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第390号）の定めるところにより、災害弔慰金等を支給する。

1. 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条の規定に基づき、太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例により、自然災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

■災害弔慰金の要件

対象災害	自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある場合の災害 ・救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給額	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円
遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る）

2. 災害障がい見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条の規定に基づき、太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例により、自然災害により精神または身体に著しい障がいを受けた住民の遺族に対し、災害障がい見舞金を支給する。

■災害障がい見舞金の要件

対象災害	自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で住家が5世帯以上滅失した災害 ・ 県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・ 県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある場合の災害 ・ 救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給額	①生計維持者 ②その他の者	250万円 125万円
障害の程度	① 両目が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神または身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

3. 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な住民に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者再建支援金を支給する。

市は、被災者が提出する申請等の窓口業務を行い、申請書等を取りまとめるうえ、県に提出する。

■支援金の支給申請

(申請窓口)	市
(申請時の添付書面)	①基礎支援金：り災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
(申請期間)	①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内

■法適用の要件

<p>対象となる 自然災害</p> <p>(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火 その他異常な自然現象による生じる災害)</p>	<p>① 救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害</p> <p>③ 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ 県内で①または②に規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑤ ①または②に規定する市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑥ ①または②に規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害 ・2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害
<p>支給対象世帯</p>	<p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</p>

■支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。
(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

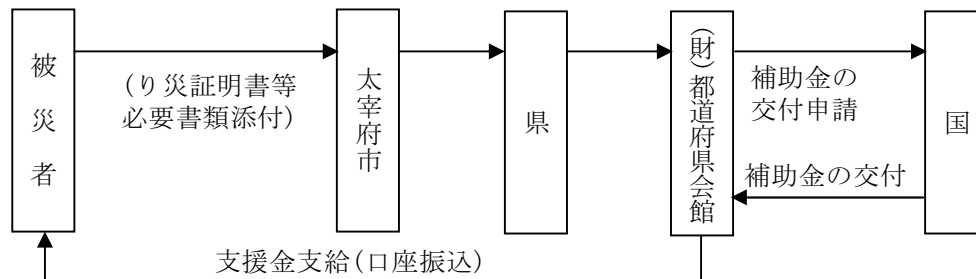
住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯 ①に該当)	半壊 (支給対象世帯 ②に該当)	長期避難 (支給対象世帯 ③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯 ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円

■被災者生活再建支制度のフロー



※県では支援金支給に関する事務の全部を(財)都道府県会館に委託している。

4. 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、救助法が適用にならない災害、または「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得世帯が、生活を立て直すために臨時に必要となる経費等について貸し付ける。

なお、災害を受けたことにより、総合支援資金または福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を延長することができる。

市社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

市は、県社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付け事業について、住民への周知を図る。

■資金の種類

- 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
- 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

5. 母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付

県保健福祉環境事務所は、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、「母子及び寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、母子家庭または寡婦に対し資金を貸し付ける。

災害の場合は、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。

市は、この受付事務を行う。

■資金の要件及び種類

要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子家庭の母で、20歳未満の子どもを扶養している人 ○ かつて母子家庭の母だった人（寡婦） ○ 配偶者と死別または離別した40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人 			
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始 ・事業継続 ・住宅 ・就職支度 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能習得 ・生活 ・転宅 ・修学 	<ul style="list-style-type: none"> ・修業 ・就学支度 ・医療介護 ・結婚 	<ul style="list-style-type: none"> ・特例児童扶養（新規貸付無し）

第7節 罹災証明等の交付

実施担当	管財課、税務課、防災安全課、産業振興課
------	---------------------

市は、災害対策基本法第2条第1項の規定する災害において、災害状況を迅速かつ的確に把握し、早期復旧復興をめざし、各種の支援措置を実施するため、罹災証明等の交付体制を確立し、被害程度に基づき、被災者に罹災証明等を交付する。

1. 罹災証明の発行手続

市は、家屋の被害調査結果から作成する被災台帳に基づき、被災者からの申請に対して罹災証明を発行する。

なお、火災による消失等については、消防本部の規定に基づき消防本部が罹災証明を発行する。

2. 被災届兼被災証明願の発行

災害対策基本法第2条第1項に規定する災害を受けた罹災証明の対象事項でない被害については、被害届け出があったことを証明する

第8節 生活相談

実施担当

市民課、福祉課、生活支援課、保育児童課、地域コミュニティ課、人権政策課

災害時における住民からの様ざまな問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずる。

1) 相談所の設置

被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じて広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

2) 情報提供等

国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。

相談窓口では、市の対策だけでなく、総合的に情報提供を行うとともに、必要に応じて的確な担当窓口への誘導を図る。

また、他の市町村に避難した被災者に対しても、市は避難先の市町村と連携・協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

3) 女性のための相談受付

災害によって生じたストレスなどを軽減し、女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題など、女性特有の問題に関する相談に対応するため、避難所等において女性相談員や保健師等を派遣するなどの相談受付体制を整える。

第9節 仮設住宅の建設

実施担当

管財課

救助法が適用された場合は、県が仮設住宅を建設する。

救助法が適用されない場合で、多数の住家被害が発生した場合、または救助法が適用され県知事より救助事務を委任された場合は、市が仮設住宅を建設する。

入居対象者は、災害で被災し、住家が全焼、全壊または流失した者で、現に居住する住家がない者、及び自らの資力をもっては住宅を確保することのできない者であり、これら全ての条件に該当する必要がある。

なお、入居対象者の住民登録の有無は問わない。

第10節 災害公営住宅等の整備

実施担当	管財課
------	-----

市は、県と連携して、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を整備する。

市は、低所得被災世帯のため、国庫から補助を受けて整備し入居させる。ただし、入居対象者は、公営住宅に入居できる資格を有する者とする。

第11節 風評被害等への対応

実施担当	各課
------	----

市は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発を行う。

なお、広報・啓発を行う際には、以下の方法を検討し、速やかに実施する。

■風評対策の広報・啓発

- インターネットによる情報提供
- 風評被害対策用リーフレットの作成
- 市広報誌への掲載
- 講演会等の開催

第3章 地域経済復興への支援

節	項	主な担当
第1節 金融措置		福祉課、産業振興課
第2節 流通機能の回復	第1項 商品の確保	産業振興課
	第2項 消費者情報の提供	

方針	災害により被害を受けた住民がその痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。
----	--

第1節 金融措置

実施担当	福祉課、産業振興課
------	-----------

1. 市、県、関係機関

1) 災害援護資金の貸付

市は、太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により住居、家財等に被害を受けた者が、生活の立て直し、自立助長のため必要となる資金の貸し支給や貸付制度について、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

■災害援護資金

災害援護資金	対象災害	自然災害 ・都道府県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害			
	貸付限度額	1	世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
		2	家財等の損害		
		ア	家財の1/3以上の損害	150万円	
		イ	住居の半壊	170万円	
		ウ	住居の全壊	250万円	
		エ	住居の全体が滅失または流出	350万円	
		3	1と2が重複した場合		
		ア	1と2のアの重複	250万円	
		イ	1と2のイの重複	270万円	
ウ		1と2のウの重複	350万円		
4	次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合				
ア	2のイの場合	250万円			
イ	2のイの場合	350万円			
ウ	2のイの場合	350万円			
貸付条件	所得制限		(世帯人員)	(市民税における総所得金額)	
		1	1人	220万円	
		2	2人	430万円	
		3	3人	620万円	
		4	4人	730万円	
		5人以上	(一人増すごとに730万円に30万円を加えた額)		
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては1,270万円とする。				
	利率	年3% (据置期間中は無利子)			
	据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)			
	償還期限	10年 (据置期間を含む)			
償還方法	年賦または半年賦				
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)				

2) 中小企業融資制度【緊急経済対策資金】

ア) 融資対象等

県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、県知事の指定する風水害、震災、または感染症の発生等突発的な事態の生起により経営の安定に支障を生じている者で、事業所所在地の商工会議所または商工会 (組合にあっては中央会) の確認を受けている者。

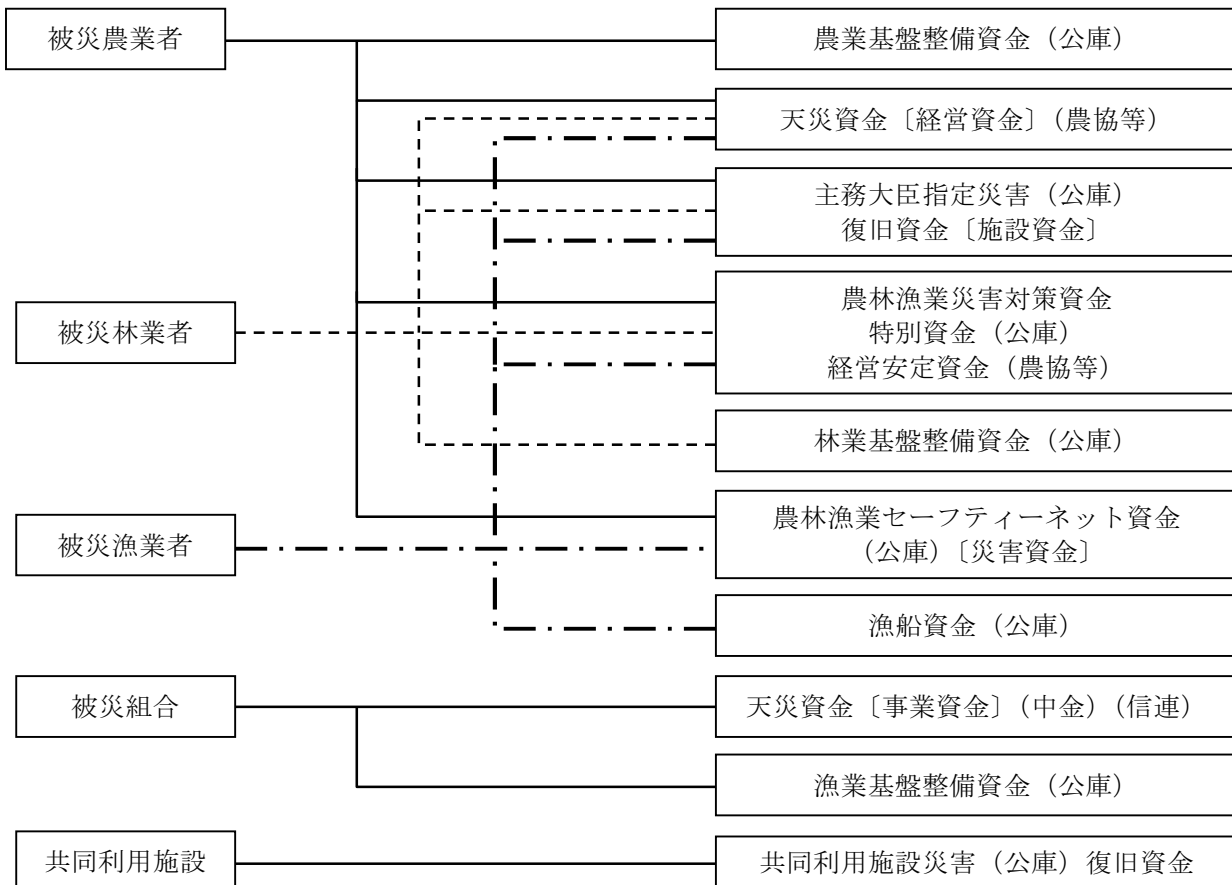
イ) 申込場所

- a) 各商工会議所、商工会
- b) 県中小企業団体中央会
- c) 指定金融機関

3) 農林漁業関係者への融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。

■ 農林漁業関係融資



中金：農林中央金庫
 信連：信用漁業協同組合連合会
 公庫：日本政策金融公庫

2. 政府系金融機関

- 1) 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）（中小企業経営金融課）
被災中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。
- 2) 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）（中小企業経営金融課）
被災中小企業者に対して、必要であると認められた時は、つぎの措置をとることがある。
 - ア) 債務者に対して、償還期間を延長する。
 - イ) 新たに借り受ける時は、据置期間、償還期間を延長する。
 - ウ) 閣議決定により利率を引下げる。
 - エ) 所定の条件により、災害貸付を行う。

3) 株式会社商工組合中央金庫（中小企業経営金融課）

被災中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金を用途とする災害復旧資金を貸付ける。

第2節 流通機能の回復

実施担当	産業振興課
------	-------

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

第1項 商品の確保

市は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、県等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

第2項 消費者情報の提供

市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックを防止する。

第4章 復興計画の推進

項目	主な担当
第1節 復興計画作成の体制づくり	各課
第2節 復興に対する合意形成	
第3節 復興計画の推進	

方針	<p>災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造や産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。</p> <p>市は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点による地域の再生を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。</p>
----	--

第1節 復興計画作成の体制づくり

実施担当	各課
------	----

復興計画は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すのか、あるいは、さらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、復旧復興の基本方針を定めるとともに、基本方針に基づいて復興計画を作成する。

そのため、市は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携を図る。

また、住民は自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、市は、住民や企業、団体等の主体的な参画を得ながら、相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

第2節 復興に対する合意形成

実施担当	各課
------	----

復興計画の作成に当たり、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

また、復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、次の取り組みに配慮する。

■合意形成のための施策

- 被災者、各分野にわたる有識者、住民団体、各地区の住民等への意見募集
- 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- さまざまな分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

第3節 復興計画の推進

実施担当	各課
------	----

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業であり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民ニーズの変化、科学技術の進展など、復興事業を取り巻く状況の変化を考慮しつつ、できるだけ速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

災害復興事業は、復興のための地域づくりをはじめ、経済復興や住民生活の再建など、住民生活すべてにわたる分野を対象とする。

1. 復興事業の推進

災害復興事業のうち、地域づくりに関する分野の復興は、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

2. 復興計画の策定

復興計画の策定にあたっては、多様な行動主体の参画と協働、将来のニーズや時代潮流の変化への対応、既往災害の経験と教訓の活用等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

■計画構成例

- | | | |
|-------------------------|--------|-----------|
| ○ 基本方針 | | |
| ○ 基本理念 | | |
| ○ 基本目標 | | |
| ○ 施策体系 | | |
| ○ 復興事業計画等（想定される事業分野・生活） | | |
| ①住宅 | ④教育・文化 | ⑦都市及び都市基盤 |
| ②保険・医療 | ⑤産業・雇用 | ⑧その他 |
| ③福祉 | ⑥環境 | |